

## むつ市議会第267回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和8年3月13日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 第2 議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第4号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第10号 むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第14号 むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例を廃止する条例
- 第14 議案第15号 むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例
- 第15 議案第16号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例
- 第16 議案第17号 むつ市観光遊覧船条例を廃止する条例
- 第17 議案第18号 むつ市過疎地域持続的発展計画について
- 第18 議案第22号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第19 議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第20 議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第21 議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算
- 第22 議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第23 議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第25 議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第26 議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第27 議案第31号 令和8年度むつ市水道事業会計予算
- 第28 議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算
- 第29 議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第30 請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第31 議案第35号 むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	高橋	征志	4番	濱田	栄子
5番	杉浦	弘樹	6番	櫻田	秀夫
7番	住吉	年広	8番	白井	二郎
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	野中	貴健	12番	佐藤	広政
13番	東	健而	14番	中村	正志
15番	井田	茂樹	16番	浅利	竹二郎
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
19番	佐賀	英生	20番	大瀧	次男
21番	佐々木	肇	22番	富岡	幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	吉田	真一
副市長	齋藤	友彦	教育長	阿部	謙一
公営企業 管理業者	吉田	和久	代監査委員	氏家	剛一
総務部長	松谷	勇	政策推進長	小笠原	洋一
財務部長	吉田	由佳子	市民生活長	石橋	秀治
健康福祉部	斉藤	洋一	健康福祉推進課長	高橋	嘉美
こみどら みだり office にり所	菅原	典子	農林水産部長	一戸	義則
商工観光 部	山崎	学	まちづくり部長	木下	尚一郎
会計 管理	中村	智郎	選挙管理委員会事務	野坂	武史

監査委員局長	澁田剛	農委事務局 農水理事	業会長林部事	立花一雄
教育部長	福山洋司	農委事務局 農水理事	育会局備監	畑中涉
上下水道局長 市生活部	小田晃廣	農委事務局 農水理事	川内庁舎長	池田雅文
大畑庁舎長	松本邦博	農委事務局 農水理事	野所舎副産理	山崎拓也
総務部長	立花幸一	農委事務局 農水理事	協所副産理	佐々木大
総務部長 課長	川森恒太	農委事務局 農水理事	協所副産理	

事務局職員出席者

事務局長	上林妙子	次長	石田隆司
総括主幹	堂崎亜希子	主任	佐藤孝悦
主任主査	瀬角朋也		浜藤端快

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、3月4日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、3月4日、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託いたしました請願の審査結果について、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長から、会議規則第144条の第1項の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、3月11日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第29 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例から、日程第29 議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例までの29件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。  
総務教育常任委員長。

（10番 村中浩明議員登壇）

○10番（村中浩明） 総務教育常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月4日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、下北ジオパーク推進協議会を一般社団法人しもきたツーリズムに移行することに伴い、政策推進部の分掌事務であるジオパークに関するものを商工観光部に移管するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第4号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正に準

じ、聴聞等の通知に係る公示送達の方法を拡充するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市として具体的な公示送達の方法は検討しているのかとの質疑があり、理事者側から、現時点では市のホームページ等で掲載したいと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、市民の権利を守る観点からインターネットで公開することによる影響についての質疑があり、理事者側から、行政手続条例に基づく不利益処分として、過去数年間、公示送達をした事例はないため、今後の影響は少ないものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、財産の譲与、無償貸付等の対象を拡充するため、国をその対象に加えるものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第15号 むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、令和8年3月31日をもって、むつ市視聴覚ライブラリーを廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、視聴覚ライブラリーで所有している教材の利活用についての質疑があり、理事者側から、DVD等は図書館へ移管し、貸出する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、令和8年3月31日をもって、むつ市下北自然の家を廃止するためのものであり、今後、むつ市下北自然の家としての運用は廃止となるが、建物は直ちに解体等に着手せず、1年程度、利活用を検討するとの説明がありました。

これに対し委員から、利活用の内容及びこれまでむつ市下北自然の家で行ってきた社会教育に関

する事業を何らかの形で継続することは検討しているのかとの質疑があり、理事者側から、今後、1年間はどのような活用方法があるのかを改めて検討していきたいと考えている。むつ市下北自然の家で行ってきた事業については、これまでは社会教育という観点から事業を行ってきたが、今後は、観光振興も含めて、残せる事業を残していく方向で、市長部局で検討していくとの答弁がありました。

また、別の委員から、建物以外のキャンプエリア等の維持管理についての質疑があり、理事者側から、今後は、施設に人が常駐しないことから、膨大なエリアをこれまでと同様に管理することは困難であるため、維持管理をしていくことは考えていないとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、避難所としての活用についての質疑があり、理事者側から、当該施設は、駐車場等の舗装整備が行われているため、屋外避難場所としての活用を市長部局で考えていると伺っている。避難所としての建物の活用については、建物の維持管理から電気、水道の基本契約は継続するが、人が常駐し、建物の管理を行う予定ではないため、避難所として安全に使用できる状態と判断した場合に開設されるものと認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第18号 むつ市過疎地域持続的発展計画についてであります。理事者側から、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする現行計画の終了に伴い、新たに令和8年度から令和12年度までを計画期間とする次期計画を定めるためのものであり、現行計画の構成をベースとした主な修正点として、総合経営計画や人口ビジョンに合わせた将来像、人口目標の設定、現状や問題点、その対策等を直近の過疎地域の実情に合わせて修正したほか、過疎対策事業債を充当するため、計画期間内に実施の可能性がある事業を幅広く掲

載しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、産業建設常任委員長の報告を求めます。  
産業建設常任委員長。

（15番 井田茂樹議員登壇）

○15番（井田茂樹） 産業建設常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月4日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、今年度解体した桜木町東団地を市営住宅としての用途を廃止し、条例の設置規程から削除するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第10号 むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、国による林野火災注意報新設の通知に伴い、下北地域広域行政事務組合において火災予防条例が改正されたことから、火入れの中止要件に林野火災注意報を加えるため改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、火災予防の観点から市民への周知方法についての質疑があり、理事者側か

ら現在はデジタル媒体を使って周知しているが、今後は周知にかかる様々な方法を検討していくとの答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例であります。理事者側から、国の卸売市場法等の一部改正に伴い、卸売市場の認定を継続するため指定飲料品等の指標等の公表について定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、新たな産業の振興と雇用の創出に資するため、新規事業の創出及び地域企業の成長を通じて持続可能な地域発展を図ることを目的として設置するむつ市産学官金インキュベーションプラットフォームにおいて、市内企業及び市外企業が出資して市内に設立する法人により市内に設置される事業所を適用対象事業所に加えるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今後のビジョンについて質疑があり、理事者側から、1年間で3件の企業誘致を目標として取り組んでいるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、市内の高校や大学との連携についての質疑があり、理事者側から、むつ市産学官金インキュベーションプラットフォームは青森大学もメンバーとなっており、卒業生の就職先の受け皿となる可能性が期待されるため、学生向けのPRにも取り組んでいくとの答弁がありました。

また、別の委員から、適用対象事業所に認定された場合のメリットについての質疑があり、理事者側から、条例で規定している事業所設置助成金、雇用助成金及び事業所賃借助成金の3つの助成措置を受けることができるとの答弁がありました。

次に、議案第13号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例改正による歳入の増額見込みについて質疑があり、理事者側から、条例改正後の金額で積算すると令和8年度の見込み額が558万円となり、令和7年度から約94万3,000円の増額を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資として造成したむつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金について、当該交付金の活用期限が令和7年度末となっていることから、当該基金を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の廃止における基金の取扱いについて質疑があり、理事者側から、基金造成時に積んだ1,462万6,000円から国へ100万円程度精算して基金を閉じることになるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 むつ市観光遊覧船条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、本年3月31日をもって観光遊覧船「夢の平成号」を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、廃船後の新造と継続した場合の経費削減効果について質疑があり、理事者側から廃船後の新しい船は考えていないため脇野沢の観光遊覧船はなくなることとなる。また、これまで年間の運営費として約1,000万円くらいかかっており、収入を引いても約700万円は支出し

ていた。知床の遊覧船事故の影響等から、今後事業を継続するためには、設備の増設と管理者の免許取得などが必要となり、さらなる費用負担が生じることから廃止に至ったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、長期前受金戻入の減により99万5,000円を減額し、支出では物件費及び支払い消費税等の増などにより3,466万1,000円を増額するほか、資本的収入及び支出において、県の大湊バイパスⅡ期工事の進捗に伴う市の工事発注見送りにより収入では8,784万8,000円を、支出では7,381万8,000円をそれぞれ減額するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、収入では一般会計からの負担金の減などにより3,042万3,000円を減額し、支出では処理場施設の維持管理に要する費用の減などにより3,151万8,000円を減額するほか、資本的収入及び支出において、収入では国庫補助金の減などにより980万3,000円を、支出では執行残等による決算見込みにより9,320万円をそれぞれ減額するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、民生福祉常任委員長の報告を求めます。  
民生福祉常任委員長。

（5番 杉浦弘樹議員登壇）

○5番（杉浦弘樹） 民生福祉常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月4日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、乳児等通園支援事業の利用状況及び利用者等からの要望についての質疑があり、理事者側から、令和7年10月の事業開始から延べ人数で31人の利用があり、利用に関し保護者及び施設からは特に意見等はないとの答弁がありました。

また、別の委員から、本案について国の基準と異なる部分はあるのかとの質疑があり、理事者側から、国と異なる基準とする合理的な理由がないことから、国の基準と同じ内容であるとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、電気通信事業法の一部改正に伴い、条文整理をするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理

事者側から、子ども・子育て支援法の規定により、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用として、令和8年度からの、子ども・子育て支援納付金課税額の課税に必要な事項のうち、地方税法の改正に係るものを規定するほか、基礎課税額に係る税率の引き下げを行うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正による影響額について質疑があり、理事者側から、子ども・子育て支援納付金分は平均月額で一人あたり260円、年額で3,100円程度増額となり、基礎課税額分は所得が年額約200万円の世帯であれば約1万2,000円、約400万円の世帯であれば約2万2,000円減額になる見込みであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、市独自の対策である基礎課税額引下げに係る財源についての質疑があり、理事者側から、国の交付金を活用し、不足する部分については財政調整基金を取り崩し対応予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国が定める、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、用語の整理をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第22号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。理事者側から、後期高齢者医療保険料収納見込額の増額に伴い、青森県後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料納付金が増額となったことから、歳入歳出それぞれ5,551万3,000円を増額補正するものであり、補正後の歳入歳出予算総額は8億4,174万9,000円になるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第33号 むつ市介護保険条例の一部

を改正する条例についてであります。理事者側から、物価上昇への対応と就労促進のため行われた令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げに伴い、令和8年度分の介護保険料の算定において税制改正前の基準が用いられることによって生じ得る保険料段階の上昇の影響を踏まえ、令和8年度分の介護保険料に限り実施する特例減免に係る要件等を規定するものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、予算審査特別委員長の報告を求めます。  
予算審査特別委員長。

（19番 佐賀英生議員登壇）

○19番（佐賀英生） 予算審査特別委員会に付託されました、議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算から、議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日、3月6日及び3月9日に市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算及び議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 令和8年度むつ市国民健康

保険特別会計予算、議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算、議案第31号 令和8年度むつ市水道事業会計予算及び議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました29議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第2号

○議長（富岡幸夫） まず、議案第2号 むつ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第3号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第3号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第4号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第4号 むつ市行政手続条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第5号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第5号 むつ市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第6号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第6号 むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第7号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第8号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第8号 むつ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第9号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第9号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第10号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第10号 むつ市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第11号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第11号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第12号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番高橋征志議員。

(3番 高橋征志議員登壇)

○3番(高橋征志) 議案第12号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

反対理由を3点述べます。

1点目、企業誘致とインキュベーションを同列に語るべきではないということです。本条例は、インキュベーションプラットフォームを通して市

内の企業と市外の企業が共同出資して立ち上げた法人に対し、誘致企業と同等の支援を行うことを可能とするものです。

インキュベーションという言葉は、ビジネスにおいて、従来新しい事業の立ち上げの場面で使われてきました。厳密には、企業誘致とは異なるものです。理事者側の答弁によれば、本件は企業誘致の一類型です。企業誘致ではなく、その類型です。したがって、本改正は企業誘致ではないものを企業誘致とみなすということを意味します。企業誘致ではないものを企業誘致促進条例の対象とすることは、適切ではないと考えます。

2点目、新しい制度をつくらず条例の一部改正で対応する理由が、制度の複雑化が生じるおそれがあるためとされていることです。新しい事業に際し、それに即した制度をつくることは当たり前のことです。制度の複雑化という理由で新たに条例を制定しないということは妥当とは言えません。

反対に、従来の企業誘致とは異なる形態を対象に加えることによって例外規定ができるなど、本条例が複雑化しています。制度の複雑化を避けるという理由は、理由になっていないと考えます。

3点目、出資割合について規定がないことです。このことにより、市外の企業からの出資割合が僅か数%であっても、制度上は助成の対象となります。インキュベーションプラットフォームの中で、オープンな場で議論するから問題ないとの説明でしたが、第1号の案件については議事録も公開されておらず、誰が、どのような審査をしたのか不明であり、市民にとってオープンな状態であるとは言えません。むしろ個社のビジネスモデルや財務状況などを本当にオープンな場で扱えるのかという別の疑問すらあります。

条例や規則に定めを設けるのは、制度の条件を誰の目からも明らかにし、客観性と公平性を保つ

ためです。本条例の適用に出資割合の定めがないことは、制度を曖昧にし、恣意的な運用が可能となるリスク、制度の乱用につながるリスクを内包しているものと考えます。

事業を走らせながら改善を繰り返すことは重要です。しかし、そのことと事前に把握している課題やリスクを放置したまま走り出すことは、全く別の問題です。

インキュベーションプラットフォームによる市外資本の呼び込みという目的を否定するものではありません。しかし、公金の支出の根拠となる制度としては検討が不十分であり、このまま市の条例となすのは適当ではないと考えます。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認いたしますので、ボタンから手を離してください。押し間違い、押し忘れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 押し間違い、押し忘れなしと認めます。

（賛成者19人、反対者2人）

○議長（富岡幸夫） 賛成多数であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第13号

○議長（富岡幸夫） 次は、議案第13号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

て、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第14号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第14号 むつ市中小企業経営安定化資金利子補給基金条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第15号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第15号 むつ市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第16号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第16号 むつ市下北自然の家条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 議案第16号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認いたしますので、ボタンから手を離してください。押し間違い、押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 押し間違い、押し忘れなしと認め、確定します。

(賛成者19人、反対者1人)

○議長(富岡幸夫) 賛成多数であります。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第17号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第17号 むつ市観光遊覧船条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第18号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第18号 むつ市過疎地域持続的発展計画について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第22号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第22号 令和7年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第23号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第23号 令和7年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第24号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第24号 令和7年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業

建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第25号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番佐藤武議員。

(1番 佐藤 武議員登壇)

○1番(佐藤 武) 議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算について反対討論を行います。

地方自治体は、存続の危機にさらされていますが、その核心は単に人口減少が続いていることではなく、地域課題を自律的に自分のこととして解

決しようとする意識改革が必要だと思っています。

地方交付税の増額や、本来国が担うべき義務教育や社会保障などに必要な負担金の削減や一般財源化は、地方への負担の押しつけであるから、国が責任を負うべきですが、国からの指示や補助金を待ち続ける依存体質を脱却できなければ、未来はないものと思っています。身の丈に合ったまちづくりを市民とともに考えていくときではないでしょうか。

原発、核燃料サイクル推進の立場で原子力関連交付金に依存するものとなっています。中間貯蔵施設も、今の段階で今後70年間保管することになります。交付金や税収を求めて見通しの立たない核燃料サイクルを推進していますが、70年後に再処理工場が稼働している科学的な保証はどこにもありません。原発も稼働しているのか、搬出先があるのか、不透明な状況では永久貯蔵になってしまい、将来世代に対して責任を持った施策とは到底思えません。

また、農業予算の総額が少なく、農業を発展させるためには家族農業を中心とした農業経営体の減少を抑え、経営体数を増加させることが農業振興の土台であるにもかかわらず、対策が不十分です。大規模農家だけでなく、中小規模、兼業、集落営農まで多様な家族経営を支え、農山村の衰退を防がなければなりません。

農地の埋立て、放置でなく、優良農地の確保、新規就農者への手厚い支援が必要です。新規就農しても、数年たったら離農せざるを得なくなるのでは、経営体を増やすことはできません。農地の確保、住まいの確保、指導者、支援者の確保なども必要です。

最新の分析では、小規模は大規模より土地生産性が高く、生物多様性の保全や景観の維持に貢献していることが明らかになっています。小規模農

業や家族農業への支援を強め、生態系を維持、発展させる農と食の在り方が重要です。食料を権利や共有材と捉え直す必要があると思います。

自治体DXにおいては、住民の利便性の向上や業務の効率化等、働き方改革などを実現するためということで進められてきましたが、住民サービスの低下や個人情報流出、地方自治の形骸化を招くおそれがあります。

効率化の下に窓口業務の削減や市民の合意なきデジタル化が進められていますが、自治体職員の対面サービスや住民福祉の増進を優先するべきだと考えています。

住民の利便性を享受できる人と、かえって不便を感じる人が生まれていることは否定できません。特に高齢者や障がい者など、デジタル機器の操作に不慣れな層のサービスが後退するデジタル難民化が現実のものとなっています。誰もが幸せに暮らせる社会の実現、誰一人取り残さないという掛け声の下に進められてきましたが、実際には取り残される市民を生み出すことになっています。

自治体システム標準化は、全国的にも50%に届いていません。自治体独自の施策や柔軟なサービス展開を阻害し、地方自治の原則に反する側面を持っています。マイナンバーカードの半強制化やシステムの導入、維持管理、委託で、自治体のコスト増加やシステム移行の負担が重くのしかかっています。

自動運転技術そのものは必要ですが、地方自治体での自動運転バスの実証実験は、完全自動率の低さなど、技術的な課題や安全性、コストに合った利便性、高額な導入運営コストに対して費用対効果がどうなのか疑問です。人間がIT技術を活用しているのか、IT技術に人間が使われているのか分からない状況が生まれています。こういう政策を急激に前のめりに進めていいのでしょうか

か。

高齢者無料乗車証は、マイナンバーカードの取得が任意であるにもかかわらず、マイナンバーカード取得を条件にしていることは、住民サービスの公平性に反します。無条件で全ての対象者に無料乗車証を交付すべきだと考えています。

以上、反対討論とします。

○議長（富岡幸夫） 次に、7番住吉年広議員。

（7番 住吉年広議員登壇）

○7番（住吉年広） 議案第25号 令和8年度むつ市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論を行います。

本予算は、「守り、拓き、躍動する」という理念の具現化に向け、これまでの歩みを確かな成果へと結びつけ、新たな時代へと力強く思いを解き放つための極めて前向きな加速予算であると評価いたします。

以下、賛成とする主な理由を3点申し上げます。

第1に、持続可能な未来を最優先に据えた規律ある財政運営です。予算総額405億円、過去最大規模であった前年度から1%減となりましたが、これは決して後退ではありません。社会保障費の増や物価高騰など、依然として厳しい財政環境にあります。財政調整基金を一切取り崩すことなく本予算を編成したことは、たゆまぬ行政改革による強固な財政基盤と徹底した財政規律を堅持し続けた結果であります。

一部には、基金残高の推移を懸念する声もありますが、だからこそ安易に基金に頼ることなく予算を編成したことこそが、将来を担うこどもたちに対する最大の責任を果たす道であり、不測の事態への備えと持続可能な住民サービスを維持向上させる誠実な予算編成であると高く評価いたします。

第2に、今と未来を同時に支える最適投資の継続です。本予算は、市民の暮らしを守る温かさ

時代を切り開く鋭さを兼ね備えています。保育の無償化の継続をはじめとする子育ての支援は、本市の未来に対する揺るぎない投資です。

さらに、しもきたハイテクフードバレー構想への注力は、これまでの種まきを確かな収穫へとつなげる産学官金の集大成とも言える取組です。一刻の停滞も許されない重要施策に果敢に挑む執行部の強い決意がこれらの政策経費に込められていると確信いたします。

第3に、デジタルで誰一人取り残さないスマートシティの確実な社会実装です。新たに導入されるポータルアプリやデジタル防災センターの整備は、構想の段階を終え、いよいよ市民がその恩恵を肌で感じるフェーズへと移行するものです。

心に寄り添うデジタル化を通じて、行政サービスをより身近に、より安全なものへとアップデートする、このスピード感ある改革は、市民の利便性向上と命を守るインフラ整備を両立させるものであり、本市の躍動をさらに加速させるものと期待いたします。

結びに、本予算はこれまでの50年の歩みを尊びながら、次の50年に向けて力強く思いを解き放つための予算です。このまちですっと暮らし続けたいという、その市民の切なる願いに応え、本市が持続的に発展を遂げるための揺るぎない指針となるものと確信しております。

本予算が適正かつ速やかに執行され、市民の一人一人の笑顔と本市のさらなる躍動に寄与することを切に願い、議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第25号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は

賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認いたしますので、ボタンから手を離してください。押し間違い、押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 押し間違い、押し忘れなしと認め、確定します。

(賛成者19人、反対者2人)

○議長(富岡幸夫) 賛成多数であります。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第26号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第26号 令和8年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第27号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第27号 令和8年

度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。1番佐藤武議員。

(1番 佐藤 武議員登壇)

○1番(佐藤 武) 議案第27号 令和8年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度については、75歳以上を別枠で囲い込むこと自体が高齢者を差別しているものだと言われており、これは廃止して、高齢者も一般の健康保険に戻すことが必要だと考えています。

国庫負担を抜本的に増額し、現役世代の負担と高齢者の保険料負担の両方を軽減すべきだと考えていますが、今回の改定で国民の健康と命を守るための公的健康保険に本来の目的と違う子ども・子育て支援の財源を求めることは、公的保険制度の本来の意義をゆがめるものであり、ほかに財源を求めるべきものです。国民の中に分断を持ち込む可能性があり、一度持ち込まれると、あとは税率を変えるだけになるので、将来的にはさらに負担増につながるおそれがあります。

後期高齢者医療保険料と併せて徴収されるため、実質的な保険料の上乗せになり、高齢者への負担が重くなります。高齢者の健康と命を守り、安心して医療を受けられる社会をつくる必要があります。

以上で反対討論を終わります。

○議長(富岡幸夫) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第27号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認いたしますので、ボタンから手を離してください。押し間違い、押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 押し間違い、押し忘れなしと認め、確定いたします。

(賛成者19人、反対者2人)

○議長(富岡幸夫) 賛成多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第28号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第28号 令和8年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第29号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第29号 令和8年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第30号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第30号 令和8年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第31号 令和8年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第32号 令和8年度むつ市下水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長(富岡幸夫) 次は、議案第33号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第30 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第30 請願第1号

リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願を議題といたします。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託した請願第1号の審査の経過及び結果について、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長から報告を求めます。使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長。

(21番 佐々木 肇議員登壇)

○21番(佐々木 肇) 使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会に付託されました請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月4日、紹介議員及び市長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。委員1名より反対討論及び委員1名より賛成討論があり、賛成多数で願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の審査報告を終わります。

○議長(富岡幸夫) これで使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長の報告を終わります。

これより請願第1号について、質疑、討論、採決を行います。

◇請願第1号

○議長(富岡幸夫) まず、使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、1番佐藤武議員。

(1番 佐藤 武議員登壇)

○1番(佐藤 武) 請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願に対する反対討論を行います。

市民からの請願については、基本的には真摯に検討するというのが議会に求められていると思いますが、本請願については、以下の点で反対します。

中間貯蔵施設は、立地協定に基づいて存在するものであり、賛否に関係なく立地協定及び安全協定を共通の土台として話合いも事業も進められてきました。これまでの使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会においても、今までの付託事件については立地協定を前提にした話合いが持たれてきました。しかし、本請願は貯蔵量確保と原子力施設との共創に向けた将来像の検討になっています。立地協定、安全協定を脇に置いて、貯蔵量と将来像の検討を求めていると考えられます。

県も市も共用化に反対の立場を取ってきましたが、事業者間連携という事実上の共用化が立地協定上可能かどうかの検討抜きに事業者の具体案の説明を受けて最終的な貯蔵量5,000トンを検討することになっています。

1月の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会では参考人として出席した事業者は、事業者間連携という事実上の共用化は立地協定に反しており、四半世紀にわたる話合いや合意をほ

ごにする背信行為ではないかという質問に対して、2度とも一切回答しませんでした。使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会の4項目めに付託事件が入ることによって、請願に基づいて審査すると、そのまま素直に読めば、事業者間連携という名の共用化が立地協定で容認できるのかどうかは検討の対象外にしてもよい、一旦脇に置いてもいい、話し合ったとしても本筋ではないということになります。これは、今までの特別委員会の話合いの共通基盤を崩すことになり、大きな穴が空くことになり、底が抜けてしまいます。

以上の点を指摘して、反対討論とします。

○議長（富岡幸夫） 次に、6番櫻田秀夫議員。

（6番 櫻田秀夫議員登壇）

○6番（櫻田秀夫） 請願第1号 リサイクル燃料備蓄センターにおける貯蔵量確保に関する請願に対し、賛成の立場から討論を行います。

請願は、四半世紀にわたり本市の原子力政策と歩みを共にしてきた地元経済界から将来への強い危機感とともに投げかけられた市民の切実な声であると受け止めております。

私は、以下の3つの観点から、本請願の採択を強く主張いたします。

第1に、事業者との信頼関係の再構築を迫るためです。本事業は、平成12年の誘致以来、市民が幾多の苦渋の決断を重ね、我が国のエネルギー政策という国策を支えてきた重い歴史があります。その信頼の根幹は、5,000トン規模の操業による確かな地域振興の約束にありました。

しかし、現在事業者が示している搬入計画の変更や事業者間連携という方針は、これまでの前提を揺るがしかねないものです。計画の変更があるならば、まずは市民に対し、その理由と正当性を公の場で誠実に説明すべきです。本請願を採択することは、事業者に対し、改めて対等のパートナ

ーとしての対話を求める議会の毅然とした意思表示にほかなりません。

第2に、議論をブラックボックス化させず、可視化するためです。本請願の真意は、事業者間連携を無条件に容認するものではありません。むしろその具体案を議会の場へ引き出し、徹底的に精査することにあります。内容が不透明なままでは、建設的な議論も、責任ある判断も不可能です。どのような連携が想定され、それが本市の安全や経済にどう影響するのか。事実関係を一つ一つつまびらかにさせ、市民の皆様の前で公開議論の出発点をつくることこそ、行政のチェック機関である我々議会の責務であります。

第3に、20年の空白を超え、持続可能な未来への責任を果たすためです。度重なる操業延期により、本市が本来享受すべきであった経済的恩恵は失われ、周辺自治体との格差は看過できない状況にあります。ようやく本格的な操業フェーズに入った今、求められるのは場当たりの対応ではありません。今後50年にわたる共存共栄の具体的なビジョンを事業者の責任において明確に示させる必要があります。

本請願は、本市の財政基盤を安定させ、次世代が希望を持てる地域社会を維持するための正当な要求であります。

結びに、本請願を採択することは、特定の利害を優先することではありません。変容する情勢に対し、議会が主導権を握り、市民が納得できる説明の場と検証プロセスを確立することです。これこそが市民の負託に応える道であると確信し、議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（富岡幸夫） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

請願第1号についてご異議がありますので、電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択すべきもの  
あります。委員長報告のとおり採択することに賛  
成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対の  
ボタンを押してください。

なお、会議規則第71条第5項の規定により、賛  
否を明らかにしない場合は否とみなします。

確認いたしますので、ボタンから手を離してく  
ださい。押し間違い、押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 押し間違い、押し忘れなしと  
認め、確定します。

(賛成者18人、反対者3人)

○議長(富岡幸夫) 賛成多数であります。よって、  
請願第1号は委員長報告のとおり採択されまし  
た。

### ◎日程第31 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第31 議案第35号  
むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条  
例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) ただいま追加上程されました  
議案第35号 むつ市人事行政の運営等の状況の公  
表に関する条例の一部を改正する条例について、  
提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審  
議の参考に供したいと存じます。

本案は、組織改編に伴い、所要の条文整理をす  
るためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案に  
ついて、その大要を申し上げましたが、細部につ  
きましては、議事の進行に伴いましてご質問によ  
り詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長(富岡幸夫) これで提案理由の説明を終わ  
ります。

ただいま上程されました議案については、この  
後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整  
理のため、12時5分まで暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 零時05分 再開

○議長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

### ◇議案第35号

○議長(富岡幸夫) これより議案第35号 むつ市  
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一  
部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質  
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番工藤祥子議員。

○2番(工藤祥子) 今議案第35号の参考資料を見  
ていますけれども、川内の場合は川内庁舎管理課  
が川内庁舎総合課になるということが書かれてい  
ましたけれども、この変更の理由は何でしょうか。

○議長(富岡幸夫) 総務部長。

○総務部長(松谷 勇) お答えいたします。

令和8年度の組織の改編に伴いまして、今回条  
例を改正するものでございまして、内容といたし  
ましては、閲覧場所につきまして、川内庁舎及び  
大畑庁舎の管理課から総合課に変更するものでご  
ざいます。

○議長(富岡幸夫) 2番。

○2番(工藤祥子) 変更内容についてお聞きした  
いのですけれども、業務の内容、そして職員の数  
等は減るのでしょうか。

○議長(富岡幸夫) 総務部長。

○総務部長(松谷 勇) 今回の本条例の改正の趣

旨に沿ってお答えさせていただきたいと思えます。

職員等の数につきましては、今後の配置等によりますけれども、今回閲覧場所を変更したことによりまして、サービスの低下等につながらないかということもないと思えますし、今回の公表になる案件につきましては、これまでも広報むつやホームページ等でもお知らせしておりますので、支障はないものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 2番。

○2番（工藤祥子） 職員の人数等についてのお答えは聞けませんでしたけれども、そこはまだ決まっていないのでしょうか。今でさえも、様々住民の方から声がありますけれども、職員が減るとかということはないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 総括的なことを申し上げさせていただければと思えますけれども、このたびの、特に分庁舎の今回変更のあります川内庁舎、大畑庁舎は総合課への統合化によりまして、課長職が1名減となることは確実です。確実に減ります。課が1つになりますので、課長職が減ります。一方で、課の統合は実務を行う職員を増やす目的としております側面もあります。これは、本庁舎でも次長級の職員が今課長職を兼務している部分がありますけれども、これは実務の職員を増やすための業務量のヒアリング等を通じて適正な人事配置を行うということでやっております。

また、先般もご質問いただいておりますけれども、正職員だけではなくて、会計年度任用職員も職員の一人としてカウントしていますので、全体の職員の人数といえば、会計年度任用職員も含まれますので、今の人事異動の中の発表のほか、会計年度任用職員も含まれますので、そういった観点では人員を適正に配置していきたいと考えております。

もう一つは、今年度、令和8年度に限りましては、国民スポーツ大会がありますので、令和7年度も約8名から10名程度、会計年度任用職員も含めて職員を配置しております。全体的に課の人数が、各部の人数が一般的な年度よりは減らさざるを得ない状況になっているということもありますので、今後全ての年度がそういった特例的な業務を含めて配置されることとなります。分庁舎のことを言えば、管理職は、いわゆる課長職は1名減となりますけれども、そのほか実務部隊も含めて、会計年度任用職員も含めて人数を調整していくということでご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 申合せの回数が過ぎておりますので。

ほかに質疑ありませんか。3番高橋征志議員。

○3番（高橋征志） 今の質疑に関連で、確認ですけれども、今回の改正を見ると、川内庁舎を例にすると、管理課が総合課になっているということで、先ほど市長から統合というお話がありましたけれども、なので、事実の確認ですけれども、今管理課と市民生活課ですか、2課あるものが、脇野沢庁舎と同様に総合課1課になるということで間違いはないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（松谷 勇） お答えいたします。

市役所全体といたしまして、人的資源を有効活用する中で、このたび脇野沢庁舎と同様に管理課と市民生活課を統合することで事務業務の効率化が図られ、市民サービスの向上にも資すると考えて総合課を新設したところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております。

まず議案第35号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(富岡幸夫) これで本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第267回定例会を閉会いたします。

午後 零時11分 閉会